

きたぎん法人カード規定

1. (カードの利用)

きたぎん法人カード（個人事業者を含みます。以下「カード」といいます。）は当行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して普通預金を払戻す場合に利用することができます。

2. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により1千円または1万円単位とし、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 当行の支払機により払戻す場合に、払戻金額と次条の支払機使用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは払戻すことができません。

3. (支払機使用手数料)

- (1) 当行の支払機を使用して預金を払戻す場合には、当行の所定の支払機使用手数料を支払ってください。
- (2) 前項の手数料は預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。

4. (カードによる払戻し金額の通帳記入)

支払機でカードにより払戻した金額および支払機使用手数料金額の記入は、通帳を当行の支払機で使用されたときまたは当行本支店の窓口で提出されたときに行います。

5. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったときまたは法人名（氏名）、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

6. (暗証照合等)

当行の支払機により、カードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻したうちは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (解約等)

- (1) 預金口座を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

9. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、当行普通預金規定により取扱います。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭表示、インターネット、またはその他の方法により周知します。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2023年10月2日現在)